****

**愛あいニュース**



**2022年７・８月号　在宅リハビリ強化型　訪問看護リハビリステーション愛あ**い

**≪訪問看護Q＆A≫**

Q：指定難病以外の医療保険対象者では、週３回の回数制限や ２カ所以上のステーションから

訪問看護を受けられない等の制限はあるが介護保険においてはこうした制限はあるか？

A：介護保険の給付対象者となる訪問看護では訪問回数に制限はなく、2カ所のステーション

から訪問看護の提供を受けることも可能です。

Q：特別管理加算対象者以外の退院日の訪問看護はどうすればできるか？

A：退院当日の訪問看護利用の場合、主治医に伝え承諾を得れば訪問看護の提供を受けることが

できます。家族の不安や心配ごと、必要な物品等のアドバイスをすることもできます。

Q：要支援の方がリハビリ等を１２カ月継続して行った場合は減算となるか？

A：減算です。リハビリ（訪看Ⅰ５）一回20分につき（▲5点）の減算になります。

　　指導要綱では、「利用者、ケアマネ、訪看の三者でプランの見直しが望ましい」とあります。

Q：緊急時訪問看護加算（24時間対応）はどんな場合でも掛けることは可能か？

A：可能です。家族の同意およびケアプランに盛り込まれることが算定要件になります。

但し、リハビリテーションを中心とした訪問看護の場合、看護師による２４時間対応の

適切な管理が行われていると想定されにくいため一般的には当該加算は算定しません。

Q：新型コロナに感染し保健所の指導が入っている場合でも看護師は訪問してくれるのか？

A：基本的に「緊急時訪問看護加算」および「特別管理加算」の対象者でトラブル等があった場合防護服を着用して訪問します。定期訪問は一旦取りやめオンコールのみの対応となります。

トラブルとは（例）①留置カテーテルが抜けた　②経管栄養の管が詰まった　③摘便　など

****

★新型コロナウイルスへの対応については基本的に保健所の

指示通りとなりますが、どうしたら良いか困った時

・普段と著しく様子が違う、顔色が悪い

・息が荒い、息苦しそうだ

・喉の痛みが酷く食事・水分の摂取が困難

などの場合は、お話を伺いアドバイスをいたしますので

ご一報ください。

正看護師　 ：3名

准看護士　 ：2名

作業療法士 ：2名

理学療法士 ：1名

(2022年8月現在)

【発行元】

**24hs 緊急対応可！**【事業所番号：0262790132】

**在宅リハビリ強化型 訪問看護リハビリステーション愛あい**

**TEL：0178-51-9553　FAX：0178-51-9554**

営業時間：平日　8:30～17:30（休日：土日）　〒039-1526　五戸町字下長下タ91-8